



# 鳥取県公報

平成 21 年 7 月 3 日 (金)  
号外第 80 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則 (64) (給与室) . . . . . 4
	鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則 (65) (防災チーム) . . . . . 7
	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (66) (給与室) . . . . . 9
	鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則 (67) (会計指導課) . . . . . 27
	鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則を廃止する規則 (68) (水産課) . . . 28

## ==== 公布された規則のあらまし ====

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の新設について

## 1 規則の新設理由

- (1) 職員の退職手当に関する条例の一部改正により、在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたことによる退職手当の支給制限並びに返納命令及び納付命令を行おうとするときは、当該処分を受ける者の意見を聴取しなければならないこととなった。
- (2) (1)の意見の聴取の手續は、鳥取県行政手續条例の聴聞に関する規定を準用して行うこととなったことに伴い、退職手当制度の統一的な運用を確保する観点から職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する統一的な手續規則を新設する。

## 2 規則の概要

- (1) 職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續について必要な事項を定める。
- (2) 施行期日は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

市町村が実施する災害時要援護者対策等の防災及び危機管理対策を支援するため、鳥取県防災・危機管理対策交付金の対象事業を拡大する。

## 2 規則の概要

- (1) 鳥取県防災・危機管理対策交付金の対象事業に、次の事業を加える。
  - ア 災害時要援護者に係る対策に関する事業
  - イ 職員の危機管理能力の向上、住民の避難体制の整備その他の住民の安全確保に関する事業
- (2) 各市町村に交付する鳥取県防災・危機管理対策交付金の額の算定の基準となる項目（以下「算定基準項目」という。）に、災害時要援護者の数を加える。
- (3) 算定基準項目ごとの単価は、次のとおりとする（現行 知事が別に定める金額）。
  - ア 住民に貸与している衛星携帯電話の数 7,500円
  - イ 女性の消防団員の数に2を乗じて得た数と男性の消防団員の数とを合計した数 3,000円
  - ウ 自主防災組織に加入する世帯の数 70円
  - エ 災害時要援護者の数 60円
- (4) 施行期日は、公布日とする。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、退職手当の新たな支給制限及び返納の制度が設けられたことに伴い、退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 退職手当に係る支給制限等の行政処分を行う退職手当管理機関（原則として職員に対して懲戒免職等処分を行う権限を有する機関）がない場合の取扱いを定める。
- (2) 条例の規定により、退職手当に係る支給制限等の処分を受けるべき者に通知しなければならないこととされる当該処分を行う理由を付記した書面の様式を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

鳥取県収入証紙規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例が廃止され、魚類に係る疾病の検査等に係る手数料の徴収を鳥取県手数料徴収条例で行うこととしたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 鳥取県手数料徴収条例（現行 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例）に規定する魚類に係る疾病の検査等に係る手数料を証紙により収入する歳入とし、証紙により収入する歳入に関する規定から鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例に係る規定を削除する。
- (2) 施行期日は、鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則の廃止について

## 1 規則の廃止理由

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例が廃止されることに伴い、鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則を廃止する。

## 2 規則の概要

- (1) 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則は、廃止する。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする。
  - イ 鳥取県事務処理権限規則について、所要の規定の整備を行う。

# 規 則

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第64号

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号。以下「条例」という。)第19条第3項又は第20条第4項(条例第21条第2項及び第22条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により退職手当管理機関(条例第16条第2号に規定する退職手当管理機関をいう。以下同じ。)が行う意見の聴取の手續について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主宰者 条例第19条第4項、第20条第5項、第21条第3項及び第22条第8項において準用する鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号。以下「準用行政手続条例」という。)第19条第1項の規定により意見の聴取を主宰する者をいう。
- (2) 当事者 準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)をいう。
- (3) 関係人 当事者以外の者であって条例に照らし条例第19条第1項(同項第3号に該当する場合に限る。)及び第2項、第20条第1項、第21条第1項並びに第22条第1項から第5項までの規定による処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。
- (4) 参加人 準用行政手続条例第17条第1項の規定により意見の聴取に関する手續に参加する関係人をいう。

(意見の聴取の期日等の変更)

第3条 退職手当管理機関が準用行政手続条例第15条第1項の通知をした場合(同条第3項の規定により通知をした場合を含む。)において、当事者は、やむを得ない理由がある場合には、退職手当管理機関に対し、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

- 2 退職手当管理機関は、前項の申出により、又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。
- 3 退職手当管理機関は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者、参加人(その時まで準用行政手続条例第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)及び第5条に規定する参考人に通知しなければならない。

(関係人の参加許可の手續)

第4条 準用行政手続条例第17条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、速やかに、その氏名、住所及び当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

- 2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(参考人)

第5条 主宰者は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人(以下単に「参考人」という。)に対し、意見の聴取に関する手續に参加することを求めることができる。

## (文書等の閲覧の手続)

第6条 準用行政手続条例第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は当該処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条において「当事者等」という。)は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を退職手当管理機関に提出してこれを行うものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 退職手当管理機関は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、退職手当管理機関は、意見の聴取の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

3 退職手当管理機関は、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき(準用行政手続条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。)は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、準用行政手続条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな意見の聴取の期日として定めるものとする。

## (主宰者の指名の手続)

第7条 準用行政手続条例第19条第1項の規定による主宰者の指名は、意見の聴取の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者が準用行政手続条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなったときは、退職手当管理機関は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

## (補佐人の出頭許可の手続)

第8条 準用行政手続条例第20条第3項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、速やかに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、準用行政手続条例第22条第2項(準用行政手続条例第25条後段において準用する場合を含む。)の規定により通知された意見の聴取の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、自ら陳述したものとみなす。

## (意見の聴取の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第9条 主宰者は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理の秩序を維持するため、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

## (意見の聴取の期日における審理の公開)

第10条 退職手当管理機関は、準用行政手続条例第20条第6項の規定により意見の聴取の期日における審理の公開を相当と認めるときは、意見の聴取の期日及び場所を告示するものとする。この場合において、退職手当管理機関は、当事者、参加人(その時まで準用行政手続条例第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)及び参考人に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

## (陳述書の提出の方法等)

第11条 準用行政手続条例第21条第1項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、意見の聴取の件名及び当該意見の聴取に係る処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

## (意見の聴取調書及び報告書の記載事項)

第12条 準用行政手続条例第24条第1項に規定する調書(以下「意見の聴取調書」という。)には、次に掲げる

事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 意見の聴取の件名
  - (2) 意見の聴取の期日及び場所
  - (3) 主宰者の氏名及び職名
  - (4) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人（以下この項及び第3項において「当事者等」という。）並びに参考人の氏名及び住所並びに退職手当管理機関の職員の氏名及び職名
  - (5) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者及びその代理人にあっては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無
  - (6) 当事者等、参考人及び退職手当管理機関の職員の陳述の要旨（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）
  - (7) 証拠書類等が提出されたときは、その標目
  - (8) その他参考となるべき事項
- 2 意見の聴取調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。
- 3 準用行政手続条例第24条第3項に規定する報告書（以下単に「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。
- (1) 意見
  - (2) 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
  - (3) 理由

（意見の聴取調書及び報告書の閲覧の手続）

第13条 準用行政手続条例第24条第4項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧をしようとする意見の聴取調書又は報告書の件名を記載した書面を、意見の聴取の終結前においては意見の聴取の主宰者に、意見の聴取の終結後にあっては退職手当管理機関に提出してこれを行うものとする。

2 主宰者又は退職手当管理機関は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

#### 附 則

この規則は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第47号）の施行の日から施行する。

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第65号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目及び別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（交付金の額）</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあっては、第2号の額に調整交付額を加えた額とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2） その年度の1月1日における次に掲げる数に、<u>それぞれに定める金額を乗じて得た額を合算した額</u></p> <p>ア 住民に貸与している衛星携帯電話の数 <u>7,500円</u></p> <p>イ <u>女性の消防団員の数に2を乗じて得た数と男性の消防団員の数とを合計した数</u> <u>3,000円</u></p> <p>ウ 自主防災組織に加入する世帯の数 <u>70円</u></p> <p>エ <u>災害時要援護者（鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）第2条第7号に規定する災害時要援護者をいう。以下同じ。）の数</u> <u>60円</u></p> <p>2 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 災害時要援護者に係る対策に関する事業</u></p> <p><u>5 職員の危機管理能力の向上、住民の避難体制の整備その他の住民の安全確保に関する事業</u></p>	<p>（交付金の額）</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村（以下「調整交付対象市町村」という。）にあっては、第2号の額に調整交付額を加えた額とする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2） その年度の1月1日における次に掲げる数に、<u>それぞれ知事が別に定める金額を乗じて得た額を合算した額</u></p> <p>ア 住民に貸与している衛星携帯電話の数</p> <p>イ <u>消防団員（女性の消防団員については、2を乗じるものとする。）の数</u></p> <p>ウ 自主防災組織に加入する世帯の数</p> <p>2 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1～3 略</p>

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策  
交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 略
- 2 交付金算定基準額

(単位:円)

項 目	数 値	単 価	算定基準額 (数値×単価)
略			
自主防災組織に 加入する世帯			
災害時要援護者			
略			

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策  
交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 略
- 2 交付金算定基準額

(単位:円)

項 目	数 値	単 価	算定基準額 (数値×単価)
略			
自主防災組織に 加入する世帯			
略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第66号

#### 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（基礎在職期間）</p> <p>第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>（1） 条例第12条第4項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。）の職員としての在職期間</p> <p>（2） 条例第13条第1項本文に規定する場合における病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員（条例第9条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員をいう。）としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>（3）～（9） 略</p>	<p>（基礎在職期間）</p> <p>第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>（1） 条例第12条第6項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。）の職員としての在職期間</p> <p>（2） 条例第12条の2第1項本文に規定する場合における病院事業の管理者又は教育長としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員（条例第9条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員をいう。）としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>（3）～（9） 略</p> <p>（その者の非違により退職した者）</p> <p>第3条の9 条例第13条第2項第2号に規定する規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、<u>退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。</u></p>

(自己啓発等休業の期間)

第3条の9 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号)第12条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1)及び(2) 略

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第9条第5項若しくは第6項又は第12条第1項若しくは第4項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア~ウ 略

エ 条例第24条の規定に該当して退職した場合

2 略

(懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関)

第25条 条例第16条第2号に規定する規則で定める機関は、職員の退職の日において当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職)の任命権を有する機関とする。

(退職手当支給制限処分書の様式)

第26条 条例第17条第1項の規定による処分に係る同条第2項の書面の様式及び条例第19条第1項(同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第23号のとおりとする。

2 条例第19条第1項(同項第3号に該当する場合に

(自己啓発等休業の期間)

第3条の10 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号)第12条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1)及び(2) 略

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第9条第5項若しくは第6項又は第12条第1項若しくは第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア~ウ 略

エ 条例第12条第4項若しくは第5項、第13条第3項又は第18条の規定に該当して退職した場合

2 略

(退職手当の支給の一時差止説明書)

第25条 条例第17条の2第7項に規定する説明書は、様式第23号によるものとする。

(退職手当の返納通知)

第26条 条例第17条の3第2項の規定による通知は、様式第24号による退職手当返納命令書により、同条第1項に規定する刑の確定後速やかに行うものとする。

限る。)又は第2項の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第24号のとおりとする。

(退職手当支払差止処分書の様式)

第27条 条例第18条第1項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第25号のとおりとする。

2 条例第18条第2項(同項第1号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第26号のとおりとする。

3 条例第18条第2項(同項第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第27号のとおりとする。

4 条例第18条第3項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第28号のとおりとする。

(退職手当返納命令書の様式)

第28条 条例第20条第1項(同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第29号のとおりとする。

2 条例第20条第1項(同項第3号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第6項又は条例第21条第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第30号のとおりとする。

(条例第22条第1項に規定する懲戒免職等処分を受け  
るべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式)

第29条 条例第22条第1項の規定による通知に係る書面の様式は、様式第31号のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書の様式)

第30条 条例第22条第1項、第2項又は第3項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第32号のとおりとする。

2 条例第22条第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第17条第2項の書面の様式は、様式第33号のとおりとする。

(雑則)

第31条 この規則に定めるもののほか、退職手当の支給に関し必要な事項は、知事が定める。

様式第5号(第6条関係)

(表面)

年 月 日交付

略	
退職時に支払われた一 般の退職手当等の額	略
略	

(裏面)

備考

退職した職員の注意事項

1 及び 2 略

任命権者の記載心得

1 略

2 記載上の注意

欄には、退職した職員の氏名を記載すること。

欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。

欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。

欄には、退職した職員の退職前引き続いて職員として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。

欄には、退職した職員の退職年月日を記載すること。

欄には、退職した職員の給与形態に応じて(A)欄又は(B)欄の該当箇所に 印を付けること。

欄には、退職した職員の 欄から 欄までの退職手当の計算の基礎となった勤続期間及び職員の退職手当に関する条例第15条第2項の規定によって通算される期間の合計期間を記載すること。

欄には、退職した職員を雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に該当する者は(B)欄に、同法第38条第1項各号のいずれかに該当する者は(C)欄に、その他の者は(A)欄に 印を付けること。

欄には、退職した職員の退職の月前最後の6月間に支払われた給与の総額を記載し、職員の基

様式第5号(第6条関係)

(表面)

年 月 日交付

略	
退職時に支給された退 職手当	略
略	

(裏面)

備考

退職した職員の注意事項

1 及び 2 略

任命権者の記載心得

1 略

2 記載上の注意

欄には、退職した職員の氏名を記載すること。

欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記載すること。

欄には、退職した職員の住所又は居所を記載すること。

欄には、退職した職員の退職前引き続いて職員として勤務し始めた就職の年月日を記載すること。

欄には、退職した職員の退職年月日を記載すること。

欄には、退職した職員の給与形態に応じて(A)欄又は(B)欄の該当箇所に 印を付けること。

欄には、退職した職員の 欄から 欄までの退職手当の計算の基礎となった勤続期間及び職員の退職手当に関する条例第15条第2項の規定によって通算される期間の合計期間を記載すること。

欄には、退職した職員を雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に該当する者は(B)欄に、同法第38条第1項各号のいずれかに該当する者は(C)欄に、その他の者は(A)欄に 印を付けること。

欄には、退職した職員の退職の月前最後の6月間に支払われた給与の総額を記載し、職員の基

<p>本となる給与が月給によって定められている場合には、(A)欄に給与の種類別に6月間の総額を記載し、職員の基本となる給与が日給、時間給等によって定められている場合には、(B)欄にその各月の労働日数及び給与額を記載すること。(B)欄に記載する場合には、退職者の給与がすべて日給、時間給等労働量に応じて支給するものであるときは、(ア)の欄にのみ記載し、退職者の給与が一部は日給、時間給等、一部は月、週その他の期間によって支給するときは、(ア)の欄及び(イ)の欄にそれぞれ区別して各月の総額を記載すること。</p> <p>欄には、退職した職員の賃金日額及び算定の方式を記載すること。</p> <p>欄には、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載すること。なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記載すること。</p> <p>欄には、退職した職員の退職時の給料月額(給料が日額で定められている者にあつては、日額)を記載すること。</p> <p>欄には、職員の退職した事由により該当欄のアルファベットに 印を付けること。</p> <p>欄には、職員の退職事由を詳細に記載すること。</p>	<p>本となる給与が月給によって定められている場合には、(A)欄に給与の種類別に6月間の総額を記載し、職員の基本となる給与が日給、時間給等によって定められている場合には、(B)欄にその各月の労働日数及び給与額を記載すること。(B)欄に記載する場合には、退職者の給与がすべて日給、時間給等労働量に応じて支給するものであるときは、(ア)の欄にのみ記載し、退職者の給与が一部は日給、時間給等、一部は月、週その他の期間によって支給するときは、(ア)の欄及び(イ)の欄にそれぞれ区別して各月の総額を記載すること。</p> <p>欄には、退職した職員の賃金日額及び算定の方式を記載すること。</p> <p>欄には、退職した職員の退職時支給した一般の退職手当の額を記載すること。なお、説明欄には、予告を受けない退職者の退職手当を支給した場合にはその額を、一般の退職手当を支給しなかった場合にはその理由を記載すること。</p> <p>欄には、退職した職員の退職時の給料月額(給料が日額で定められている者にあつては、日額)を記載すること。</p> <p>欄には、職員の退職した事由により該当欄のアルファベットに 印を付けること。</p> <p>欄には、職員の退職事由を詳細に記載すること。</p>
---	---

第2条 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第23号及び様式第24号を次のように改める。

様式第23号(第26条関係)

(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例 第17条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

第19条第1項

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

## 記

金 円

（処分前の一般の退職手当等の額）	円
（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）	
（採用年月日）	年 月 日
（退職年月日）	年 月 日
（退職時の所属）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円 （ 職 級 号給）
（支給制限処分の理由）	
（退職をした者が占めていた職の職務及び責任、退職をした者の勤務の状況、退職をした者が行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに非違が公務に対する信頼に及ぼす影響に関し勘案した内容についての説明）	

備考1 （1）には不服申立てをすべき行政庁を、（2）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（3）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第24号（第26条関係）

（表面）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例 第19条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しな  
第19条第2項

いこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に (2) を被告として(被告を代表する者は (3) )提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日から起算して1年を経過するところの処分の取消しの訴えを提起することはできない。 )。

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(退職をした者が占めていた職の職務及び責任、退職をした者の勤務の状況、退職をした者が行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに非違が公務に対する信頼に及ぼす影響に関し勘案した内容についての説明)	

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消

しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第24号の次に次の9様式を加える。

様式第25号（第27条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に（1）に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）	
（採用年月日）	年 月 日
（退職年月日）	年 月 日
（勤続期間）	
年 月	

（裏面）

（退職時の所属）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円
（職 級 号給）	
（支払差止処分の理由）	
（支払差止処分の取消し）	
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。	

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）であって、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日から6か月を経過した場合
- 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第26号（第27条関係）

（表面）  
退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に（1）に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間）
（退職年月日）	年 月 日	年 月

（裏面）

（退職時の所属）
----------

(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
( 思料される犯罪に係る罰条 : )	
(支払差止処分の取消し)	
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	
1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合	
2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合	
3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合	
4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第27号(第27条関係)

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算し

て6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間）
（退職年月日）	年 月 日	年 月

(裏面)

（退職時の所属）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円 ( 職 級 号 給 )
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）	
<p>（支払差止処分の取消し）</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li> <li>この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合</li> <li>この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</li> <li>処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</li> </ol>	

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第28号（第27条関係）

(表面)

## 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第18条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	年 月

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が職員の退職手当に関する条例第19条第2項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第29号（第28条関係）

（表面）  
退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）
（返納命令の理由）
（退職をした者が占めていた職の職務及び責任、退職をした者の勤務の状況、退職をした者が行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに非違が公務に対する信頼に及ぼす影響並びにこの処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

備考1 （1）には不服申立てをすべき行政庁を、（2）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（3）には取消

しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第30号（第28条関係）

（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例 第20条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち  
第21条第1項 下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）		円
（職員の退職手当に関する条例 第20条第1項 第21条第1項	の規定により控除される失業者退職手当額）	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた理由）
（退職をした者が占めていた職の職務及び責任、退職をした者の勤務の状況、退職をした者が行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに非違が公務に対する信頼に及ぼす影響並びにこの処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

--

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第31号(第29条関係)

(表面)

職員の退職手当に関する条例第22条第1項に規定する  
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第22条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額(下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)

(裏面)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第22条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第32号（第30条関係）

（表面）

## 退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

## 第22条第1項

職員の退職手当に関する条例 第22条第2項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般  
第22条第3項

の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

## 記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
第22条第1項 （職員の退職手当に関する条例 第22条第2項 の規定により控除される失業者退職手当額） 第22条第3項	円

（裏面）

（退職をした者の氏名）
（退職手当の受給者の氏名）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由）
（退職をした者が占めていた職の職務及び責任、退職をした者の勤務の状況、退職をした者が行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに非違が公務に対する信頼に及ぼす影響並びに退職手当の受給者の相続財産の額、退

職手当の受給者の相続財産の額のうち職員の退職手当に関する条例第22条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び一般の退職手当等に係る租税の額に関し勘案した内容についての説明)

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第33号(第30条関係)

(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例 第22条第4項  
第22条第5項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般

の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決又は決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。)

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例 第22条第4項 第22条第5項 の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(退職をした者が占めていた職の職務及び責任、退職をした者の勤務の状況、退職をした者が行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに非違が公務に対する信頼に及ぼす影響並びに退職手当の受給者の相続財産の額、退職手当の受給者の相続財産の額のうち職員の退職手当に関する条例第22条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び一般の退職手当等に係る租税の額に関し勘案した内容についての説明)

備考1 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

#### 附 則

この規則は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第47号）の施行の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第67号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削る。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係） 1 使用料及び手数料 （1）～（21） 略  <u>（22）</u> 略 <u>（23）</u> 略 <u>（24）</u> 略 <u>（25）</u> 略 <u>（26）</u> 略 2 略	別表第1（第2条、第7条、第8条、第13条関係） 1 使用料及び手数料 （1）～（21） 略 <u>（22） 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例</u> <u>（平成18年鳥取県条例第48号）第2条の規定に</u> <u>基づく手数料</u> <u>（23）</u> 略 <u>（24）</u> 略 <u>（25）</u> 略 <u>（26）</u> 略 <u>（27）</u> 略 2 略

#### 附 則

この規則は、鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第50号）の施行の日から施行する。

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第68号

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則を廃止する規則

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則（平成18年鳥取県規則第25号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

2 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後										改 正 前													
別表第3（第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係） 行前加改革局、人権局、地産地消支援課、くらしの安心局、経済産業部総室、雇用人材総室、産業発展総室、市場開発局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の附属職員に係る事務処理権限										別表第3（第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係） 行前加改革局、人権局、地産地消支援課、くらしの安心局、経済産業部総室、雇用人材総室、産業発展総室、市場開発局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の附属職員に係る事務処理権限													
所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分								地 方 機 関 の 長 の 名 称	所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分								地 方 機 関 の 長 の 名 称
			専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者								専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者				
			知事	部長	局長	課長	地方機 関の長	部長	局長	課長					地方機 関の長	知事	部長	局長	課長	地方機 関の長	部長	局長	
略										略													
水産課 一十九 略										水産課 一十九 略													
二十 略										二十 鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例施行規則（平成18年鳥取県規則第25号）に基づき知事の特権に属する事務													
二十一 略										二十一 略													
二十二 略										二十二 略													
二十三 略										二十三 略													
二十四 略										二十四 略													